

相談事業名	前回留意・改善を求めた事項	今回確認した措置等の状況
女性問題相談	事務処理帳票の様式化が図られておらず、均質的な事務処理ができていなかった。	相談日報等の統一様式を定め運用している。また、相談員研修会において相談事業の事務処理を指導している。
母子家庭・寡婦相談	事務処理要領所定の相談記録票に相談内容が記載されていないものがあった。	研修会等を通じて相談記録票に漏れなく記録することを指導している。また、相談記録票を抽出確認したところ、相談内容は漏れなく記載されている。
精神保健相談 老人精神保健相談	業務運営要領所定の精神保健指導に係る相談者の基礎データが作成されていないものがあった。	健康福祉事務所担当課長会議等において記録漏れのないよう周知徹底を図っている。また、相談記録票を抽出確認したところ、相談者の基礎データは漏れなく記載されている。
公害苦情相談	事務処理要領所定の文書による引継ぎ等がされていないものがあった。	相談処理を抽出確認したところ、適正に引継ぎ処理がなされている。
土地利用相談	処理件数の取扱いが相談窓口によって異なっていた。	相談件数の減少等により平成7年度をもって廃止されている。
ひょうごっ子悩み相談	関係相談機関から実施要項所定の相談受理状況報告書の提出を求めているものがあった。	相談受理状況報告書を抽出確認したところ、実施要項どおり関係相談機関からの提出が毎月行われている。

(8) 相談実績について

【留意・改善を要する事項（要旨）】
 相談実績の低調なものがあるため、市町、関係団体、各種イベントへの出張相談を実施するなど、相談担当者の活用について検討するとともに、巡回相談等については実施時期、実施場所、広報方法等の見直しを検討されたい。

各相談事業の相談実績についての措置等の状況は、下表のとおりである。

相談事業名	前回留意・改善を求めた事項	今回確認した措置等の状況
交通事故相談	巡回相談を県下13か所で定例的に実施しているが、1回当たりの相談件数が1件未満のところ4か所あった。	相談実績が低調であった4か所を含め、平成17年度までに10か所廃止、平成18年度をもって全廃されている。
高齢者総合相談	ア) 専門相談を定期的に行っているが、1回当たりの相談件数が1件未満の	ア) 平成6年度以降、利用状況や役割分担を踏まえた相談内容の見直しが順次行われている。地域高齢者総合相談センターにおける専門相談

	ところが4相談、延べ13か所あった。	<p>は、平成17年度には、年金・保険相談（4地域で隔月1回）及び法律相談（9地域で毎月1～2回）を実施しているが、その実績をみると、年金・保険相談における1回当たりの相談件数が1件未満のものが2か所ある。</p> <p>中央高齢者総合相談センターにおける専門相談は、平成17年度には、介護相談、認知症高齢者家族相談、高齢者虐待相談を実施しているが、1回当たりの相談件数はいずれも1.5件未満である。</p> <p>地域高齢者総合相談ではセンターによって相談実績に格差があることから、原因を分析し、より効果的な事業運営を図りたい。</p> <p>また、中央高齢者総合相談センターの専門相談は、いずれも社会問題化している重要課題に関するものであることから、「県民だよりひょうご」やインターネットの活用、市町の取り組みや各種生涯学習講座との連携等により、利用情報の県民への一層の周知が進むよう工夫されたい。</p>
	イ) 高齢者相談協力員（県下60人）が関わった年間相談件数は444件で、1人当たりの年間相談件数は7.4件であった。	イ) 平成17年度から地域高齢者総合相談センターへ的高齢者相談協力員(48人)の配置を取りやめ、中央高齢者総合相談センターにのみ11人を配置しており、平成17年度の相談協力員1人当たりの年間相談件数は19.5件に増加している。
公害苦情相談	市町を含めた全県分の年間苦情処理件数は、3,344件であるが、このうち県保健所が新規直接受理した件数は79件で、全体の2.4%であった。	平成12年度の県民局の再編により、相談窓口が6保健所公害課から9県民局環境課へと増加し、平成17年度の県民局による相談受理件数は361件で、全体の9.6%に上昇している。
労働相談	女子労働特別相談（巡回相談）を県民局等9か所で実施しているが、1回当たりの相談件数が1件未満のところ6か所あった。	女子労働特別相談（巡回相談）は平成8年度をもって廃止されているが、平成9年度から男女共同参画センターにおいて女性労働特別相談が社会保険労務士により実施されており、平成17年度の1回当たり相談件数は3.1件である。
土地利用相談	本庁及び県民局での年間相談件数は68件で、1か所当たりの年間相談件数は9.7件であった。	土地利用相談は平成7年度をもって廃止されている。

住宅相談	移動相談を定例的に実施しているが、1回当たりの相談件数が1件未満であった。	移動相談は平成6年度をもって廃止されている。 なお、平成14年度にひょうご住まいサポートセンターを開設し出張相談会も実施しており、平成17年度における1回当たりの相談件数は13件である。
------	---------------------------------------	--

(9) 相談結果の活用について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

消費生活相談や幼児教育電話相談については、単に相談者が抱える問題の解決を図るだけでなく、県民からの相談事案の中から県民にとって価値ある情報を県の広報紙、日刊紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を利用し、県民へ情報提供することによって相談結果の活用を図っているが、他の相談事業については、このような活用があまりなされていなかった。

相談結果の活用について配慮されたい。

相談結果の活用を図るため、県のホームページ上に「よくある質問」のページが開設されており、各部局が受理した相談案件のうち、その内容が広く県民へ周知すべきものと考えられる場合、当該ページに掲載するようになっている。

平成19年3月末現在、「よくある質問」として「生活」、「観光・レジャー」等47の категорияが設定されているが、情報の掲載状況を見ると10課室・事務所が9 категорияに掲載するにとどまり、掲載分野に偏りが見受けられる。

県民が求める情報を的確に把握し、情報掲載の充実に努めるとともに、掲載後の情報更新についても適切・迅速に対応されたい。

3 生涯学習講座事業（平成8年6月）

(1) 事業の実施方針、実施体制について

ア 関係規程の整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

手話奉仕員養成事業（上級コース）等4事業においては、実施要綱に講座時間数が規定されておらず、同一の講座でありながら実施年度や実施場所によって講座時間数の設定が異なっているものが見受けられた。

関係規程の整備について配意されたい。

各事業とも平成8年度に実施要綱を改正し、講座時間数を規定している。

イ 市町、関係団体等の連携について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

博物館・美術館解説ボランティア養成講座及び計量教室においては、受講者が講座修了後、県の施設をはじめ市町の施設等でも活動を行うとされているにもかかわらず、市町での受け入れ体制が整っていない状況にあるなど、市町との連携が十分でないと思われるものが見受けられた。

市町等との連携に努められたい。

(7) 博物館・美術館解説ボランティア養成講座

平成13年度に「博物館ボランティアコーディネーター養成講座」に再編されている。当該講座修了者の平成17年度の活動状況をみると、県立美術館及び県立歴史博物館においては、当該館での活動が中心であるが、県立人と自然の博物館においては、市町立施設や民間施設への派遣が行われる等、市町等との連携が行われている。

(1) 計量教室

市を対象とした計量教室は平成7年度をもって廃止され、町を対象とした計量教室についても、町において自主開催可能と判断し、平成17年度をもって廃止されている。

(2) 事業の執行について

ア 広報について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県生活創造大学及びコミュニティカレッジ開設事業においては、募集案内等に、事業の趣旨、開講時間、申込方法、会場への案内図等、応募者にとって必要な項目の記載のないものが見受けられた。

応募者にとって分かりやすい募集案内等となるよう改善、工夫されたい。

両事業とも、受講生の募集に当たっては、チラシの配布、インターネットによる情報発信、関係団体への開催案内等を行っており、平成17年度の募集案内を確認したところ、事業のねらい、講座内容、開講時間、申込方法、会場案内等、応募者の判断に必要不可欠な情報が記載されており、また、問い合わせ先を明記して随時相談を受ける体制を整えている。

イ 事業の運営等について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県4年制老人大学講座等6事業においては、実施要綱のなかで実践学習を重点的に実施すると規定しているにもかかわらず、講座内容をみると、講演形式のものが多く行われているなど、実施要綱等に必ずしも沿っていないと思われるもの等が見受けられた。

事業目的や実施要綱等に沿って、適切に事業を実施されたい。

(イ) 兵庫県4年制老人大学講座

平成17年度の講座の実施状況を確認したところ、実践学習を積極的に取り入れたプログラム内容となっている。また、平成16年度から開講している「地域活動実践講座」（老人大学大学院に相当）においても、実習を多く取り入れた実践的な内容となっている。

(ロ) グランドパパ・ママ子育て教室開催事業

平成11年度をもって廃止されている。

(ハ) 中小企業経営管理者研修

平成12年度をもって廃止されている。

(ニ) すくすく育て技能・兵庫っ子事業

平成8年度をもって廃止されているが、平成10年度から新たに「匠の技」青少年伝承事業として再編され、教育機関との連携を図りながら、平成17年度末現在、延べ2万人の中・高校生が技能体験を行っている。

(ホ) 県立博物館ボランティア養成講座

平成13年度に「博物館ボランティアコーディネーター養成講座」に再編されているが、平成17年度の募集状況を確認したところ、募集チラシ・ホームページ等により受講生の公募を積極的に行っている。

(ヘ) コミュニティカレッジ開設事業

平成17年度及び平成18年度の運営委員会について確認したところ、実施要領に基づく運営委員会の構成となっている。

なお、当事業は平成18年度をもって廃止されている。

(3) 事業の実施結果について

ア 応募状況について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

高齢者放送大学等4事業においては、応募者数が定員を下回っているものが見受けられた。各事業目的に沿った受講者数を確保することができるよう、開催場所、時期、講座内容、募集方法等について改善、工夫に努められたい。

(ア) 平成6年度において、応募者数が定員を下回っている下記3事業（定員充足率70%以下の事業としては4事業あるが、食生活改善推進員教育事業は平成9年度をもって廃止）の平成17年度の実績は、次のとおりである。

事業名	平成6年度			平成17年度		
	定員 人	応募者数 人	定員充足率 %	定員 人	応募者数 人	定員充足率 %
高齢者放送大学	240	168	70.0	500	3,233(注)	646.6
いずみ会リーダー養成講座	1,440	988	68.6	480	484	100.8
兵庫県産業技術大学	950	650	68.4	745	439	58.9

(注) 高齢者放送大学の平成17年度応募者数3,233人には、本科生336人の他、聴講生78人及び生涯聴講生2,819人を含む。

a 高齢者放送大学

本科修了後、学習意欲のある学生の学習機会を確保するため、聴講生制度を設け効果的な運用に努めている。

募集に当たっては番組内での募集や市町への広報に努めており、講座内容については、学生からのレポート（感想）を参考にしながら、感心の高いテーマについても取り上げるよう工夫している。

b いずみ会リーダー養成講座

平成9年度にカリキュラム等の見直しを行うとともに、住民が身近に参加できるよう募集範囲を市町域ごとに設定したり、講座内容に生活習慣病などの新しい話題を取り入れる等して、住民が興味をもって参加しやすいよう配慮している。

c 兵庫県産業技術大学

開催場所については、交通事情等を考慮し、神戸及び姫路を中心として、希望者の多い地域で集中的に開催するとともに、事業の実施に当たっては企業にヒアリングを行い、講座内容等に受講者側のニーズを反映するなどの改善を図っている。

しかしながら、定員充足率は平成17年度においても58.9%であるので、一層の企業ニーズの把握、新規受講企業の開拓、PRの強化等に努められたい。

(イ) 生活創造大学

生活創造大学については、平成3年度に開設されて以降、本県における生涯学習事業の一翼を担っており、県民の生活創造活動につながる多様な学習機会を提供している。

行政監査実施当時（平成6年度）においては、応募者数が定員を上回るほどの受講実績であったが、平成17年度の受講状況をみると、開設した21講座中、定員充足率70%以下の講座が12講座と全体の約6割を占めている。

平成18年度からは、地域の実情にあわせた柔軟なカリキュラムを編成しているほか、受講生同士のネットワークづくりにより配慮した内容の講座を展開しているが、今後とも、より幅広い層からの受講生を確保できるよう講座内容や開講時期等を工夫するとともに、受講者が学習の成果を地域での活動に生かせるよう、効果的な事業運営に努められたい。

生活創造大学受講者数（平成17年度）

区 分	講座数	定員	受講者数	(うち、 男性受講者数)	(男性受講 者の占める 割合)	平均 定員 充足率	定員充足率70% 以下の講座数
男女共同参画セミナー	8	450	299	(51)	(17.1%)	66.4%	5
環境セミナー	4	200	171	(42)	(24.6%)	85.5%	1
消費生活セミナー	3	150	117	(13)	(11.1%)	78.0%	2
生活創造活動プランナー養成講座	6	240	131	(32)	(24.4%)	54.6%	4
計	21	1,040	718	(138)	(19.2%)	69.0%	12

イ 事業の評価について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

人材養成等を目的とする事業は、修了者が講座で得た知識・技能を生かして活動することが期待されているが、兵庫県女性学習指導者研修等5事業においては、修了者の受講後の活動状況について十分に把握されていないものや修了者名簿が整備されていないものが見受けられた。修了者の受講後の活動状況を把握することが望まれる。

(ア) 兵庫県女性学習指導者研修

平成16年度をもって廃止されているが、それまでの間、研修終了者の地域での活動状況は把握されている。

(イ) 手話奉仕員養成コース（上級コース）、要約筆記奉仕員養成事業、点訳奉仕員養成事業、朗読奉仕員養成事業

修了者名簿は整備されており、平成17年度の修了者の派遣実績は、手話奉仕員延べ540人、要約筆記奉仕員延べ321人となっている。点訳奉仕員及び朗読奉仕員についても、市町社会福祉協議会登録のボランティアグループ・サークル等への参加を通じてボランティア活動等に組み込んでおり、それぞれ講座で得た知識・技能を活かして活動している。

4 県が設置している宿泊施設の管理運営事務（平成9年6月）

(1) 今後の施設のあり方について

ア 芦屋ユース・ホステル（昭和35年設置）、淡路ユース・ホステル（昭和36年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

両施設は、施設全体の老朽化が著しく、また利用者ニーズの変化もあって、利用者が減少傾向にある。

今後のあり方について抜本的な検討が望まれる。

老朽化等による利用状況の低迷で、今後の回復が見込めないため、平成12年度をもって廃止されている。

イ 兵庫県青年の山（昭和48年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

利用者が減少傾向にある中、青少年を取巻くその後の社会情勢の変化に即応した青少年のための施設として、今後のあり方について、施設の管理主体である山東町並びに青少年団体等とも十分協議のうえ、抜本的検討が望まれる。

利用者の大半が山東町民であることから、町に主体的な運営を委ねることとしたため、平成12年度をもって山東町（現朝来市）に移譲されている。

ウ 県民ふるさとのいえ（昭和50年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

施設の立地条件等により、年間を通しての利用者確保が難しいことなどから、宿泊利用率は低調となっている。

今後の施設のあり方について、抜本的な検討が望まれる。

老朽化等による利用状況の低迷で、今後の回復が見込めないため、平成11年度をもって廃止されている。

エ 兵庫県三室高原青少年野外活動センター（昭和46年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

施設全体の老朽化が進み、利用者ニーズの変化もあって、利用者の減少傾向が続いている。

周囲の優れた自然環境を生かした、青少年野外活動施設としての今後のあり方について、地元千種町等とも協議のうえ、抜本的な検討が望まれる。

県内各地に多くの野外活動施設が整備されてきたことにより、先導的施設としての設置目的を達成したため、平成17年度をもって廃止されている。

オ 文化会館等

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県立但馬文教府（昭和38年設置）、兵庫県立淡路文化会館（昭和47年設置）、兵庫県立西播磨文化会館（昭和50年設置）（以下、「文化会館等」という。）は、地域文化の向上と地域スポーツの振興を図ることを目的として設置され、これまで、文化的行事を始めとする各種事業を展開し、広く県民の文化・スポーツ活動の発展に努めてきた。

しかしながら、近年、各市町において公民館等類似施設の整備が進み、文化会館等と同種の事業が実施されてきており、また、県民の地域活動はボランティア活動を始めとして様々な分野で活発になるなど、文化会館等を取り巻く社会的環境は、変化してきている。

このような状況を踏まえ、文化会館等においては、これら県民の多様な文化、地域活動を支援するため、地域の特性に応じた整備を進めているが、文化会館等の中には、宿泊施設を始めトレーニング室等が開設後整備、充実されていないなどのため、著しく利用率が低下している施設もある。

利用者のニーズに即応した早急な整備方針の策定が望まれる。

(ア) 宿泊施設

平成16年度中に宿泊施設を廃止し、県民の生活創造活動や地域づくり活動の支援機能の充実を図るため、生活創造情報プラザに改修されている。

(イ) トレーニング室及び和室

文化会館等の有する有料スペースのうち、両スペースについては、各文化会館等とも長年利用が低調となっており（平成17年度利用状況：トレーニング室で1～2日、和室で3～23日）、特に、トレーニング室については、機器の老朽化をはじめ、近隣の市町・民間健康増進施設の充実により、将来的にも利用の増加は見込めない現状であることから、施設の有効活用を図るため、平成19年度から地域のグループ活動等のためのフリースペースに転用し、無料開放している。

(ウ) 図書、ビデオテープ等視聴覚資料

図書及び視聴覚資料は総じて老朽化しており、その利用実績も次表のとおり低調である。特に、16mmフィルムやスライドは昭和30年代から昭和50年代に制作されたものが大半であり、貸出実績がなく、今後も利用が見込めないものである。

現在保有している図書及び視聴覚資料については、保有の必要性を検証するとともに、生活創造情報プラザとして保有すべき情報資料の整備に努められたい。

図書及び視聴覚資料の保有・貸出状況（平成17年度）

区 分		但馬文教府	西播磨文化会館	淡路文化会館
図 書	保有数	7,629 冊	1,341 冊	2,408 冊
	貸出人数	37 人	27 人	2 人
	貸出数	68 冊	57 冊	3 冊
ビデオテープ	保有数	981 巻	819 巻	1,134 巻
	貸出人数	43 人	116 人	16 人
	貸出数	147 巻	364 巻	55 巻
16mmフィルム	保有数	303 巻		18 巻
	貸出人数	0 人		0 人
	貸出数	0 巻		0 巻
ス ラ イ ド	保有数	23 巻		10 巻
	貸出人数	0 人		0 人
	貸出数	0 巻		0 巻
録音テープ	保有数			464 巻
	貸出人数			0 人
	貸出数			0 巻

カ 兵庫県青年の島

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県青年の島は、青少年健全育成事業の一環として、「青年が大自然の中で自らの力で自然を切り開き、設備を整えていく」という趣旨で昭和48年に設置され、最低限の設備を県が整備し、青年が主体的に自然とふれあう場を提供してきた。昭和57年に設置された兵庫県立母と子の島と一体的に管理運営されている状況にあるものの、近年、利用者が特定の団体に限定されており、平成7年度の利用は年間3団体、14日間、537人となっている。

施設設置の趣旨を踏まえ、今後のあり方について、施設の管理主体である財団法人兵庫県青少年本部並びに家島町、青少年団体等とも十分協議のうえ、抜本的検討が望まれる。

青年の島は、施設としては避難用の丸太小屋がある程度の無人島で、利用者はテントを持ち込み、島の中で宿泊することとなるが、利用状況をみると、青少年団体や地元県立家島高等学校の利用によるほか、母と子の島（現いえしま自然体験センター）主催事業（「無人島に生きる」）での利用にとどまっており、利用実績は低調である。

このため、新たな利活用方策（県職員研修への利用）を検討するとともに、引き続き中学・高校、各種団体へのPRを積極的に行い、利用向上に努めることとしている。

(2) 利用状況について

ア 兵庫県立北播磨余暇村公園宿泊施設

【留意・改善を要する事項（要旨）】

兵庫県立北播磨余暇村公園宿泊施設は、兵庫県立北播磨余暇村公園の中で、自然体験及び健康で文化的な余暇活動が行える場として平成4年に整備された施設である。

当施設の宿泊利用率は、開設当初の平成4年度は25.2%であったものの、平成7年度は18.4%となっており、周辺の類似施設に比べ低調となっている。

このような現状を踏まえ、今後は、地元中町とも協力して、地域全体としての魅力づくりに努めるなど、利用者確保に向けた格段の努力が望まれる。

当施設は県が中町（現多可町）に管理許可を行っており、現在、同町はココロン那珂協会を指定管理者として宿泊施設の管理運営を委託している。

近隣に目玉となる観光資源が乏しく、公共交通機関での利用が不便であることや、レクリエーションの多様化等により、下表のとおり、依然として利用率は伸び悩んでいるが、今後も、旅雑誌や新聞でのPRや、地元の観光関係団体と連携したガイドマップの発行、地元スポーツチームとの交流試合での利用等、考えられる様々な利活用方を地元と連携して取り組み、利用率の向上に努めることとしている。

直近3か年の利用状況

年 度	宿泊定員	年 間 営業日数	年間宿泊 可能人員	宿泊人員	利 用 率	1日当たり 宿泊人員
平成15年度	80人	306日	24,480人	5,000人	20.4%	16.3人
平成16年度				4,799	19.6	15.7
平成17年度				4,241	17.3	13.9

イ 兵庫県立丹波林間学校（昭和61年設置）

【留意・改善を要する事項（要旨）】

施設規模が他の野外活動施設に比べて小さく、活動メニューが限られていることなどから、利用者は年々減少している。

教育関係機関とも連携のうえ、施設規模に合った新たな活動メニューの設定など、利用者確保に向けた格段の努力が望まれる。

丹波地域をはじめ、県内各地に多くの野外活動施設が整備されてきたことにより、先導的施設としての設置目的を達成したため、平成14年度をもって廃止されている。

5 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務（平成11年6月）

(1) 施設のあり方について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

昆虫館の管理運営を受託している千種川グリーンライン運営協議会は、構成員（佐用郡4町及び千種町の町長、議長、西播磨教育事務所長等）による協議会が長期にわたり開催されていないなど事実上休眠状態にある。また、当館には、館長（非常勤嘱託員）のほか職員1名（日々雇用職員）が配置されているが、昆虫専門の職員がいないこともあり、常設展示の約10,000点を除く残りの標本は、希望者には公開されているものの、通常は、館内の一室に保管されたままとなっているなど十分に活用されておらず、加えて、展示室等も必ずしも標本の保存に適した環境にあるとは言えない。

人と自然の博物館の分館化の方向も検討されているが、施設の所在町等との協議を行うなど、管理運営体制や施設のあり方について抜本的な検討が望まれる。

昆虫館の町への移譲については、維持管理経費の負担が大きいことから、南光町（現佐用町）が難色を示していたこともあり、県教育委員会においては、施設のあり方をめぐりこれまで協議、検討を重ねてきたが、平成19年度を目途に昆虫標本の展示機能の移転先等について関係機関と調整を行うこととしている。

昆虫館のあり方について、関係機関との協議、調整を早急に進められたい。

(2) 施設の管理運営について

ア 施設の維持管理について

(7) 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進するため、福祉のまちづくり条例が平成5年10月から施行されており、県立施設においても、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう同条例の趣旨に沿った整備が図られているところである。

しかしながら、車椅子利用に係る整備基準に着目すると、一部の施設では、福祉のまちづくり条例施行規則別表に定める整備基準を満たしていなかった。

福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則に沿った整備・改善が望まれる。

- a 施設の出入口の有効幅員が基準（車椅子の場合120cm以上）を満たしていなかった施設（赤穂海浜公園、東はりま水辺の里公園、三木山森林公園）
- b 身体障害者用駐車スペースが確保されていなかった施設（甲山森林公園、丹波年輪の里、淡路香りの公園、淡路ふれあい公園、東はりま水辺の里公園、淡路勤労センター、円山川公苑）
- c 身体障害者用駐車スペースの幅員が基準（350cm以上）を満たしていなかった施設（こどもの館、三木山森林公園、丹波総合スポーツセンター、但馬全天候運動場）

- d 車椅子で利用できるトイレが設置されていなかった施設（明石公園陸上競技場男子トイレ、播磨中央公園テニスコートクラブハウス）
- e 車椅子で利用できるトイレの出入口の有効幅員が基準（85cm以上）を満たしていなかった施設（三木山森林公園クラブ館、但馬全天候運動場）
- f 車椅子で移動するためのスロープが設置されていなかった施設（こどもの館工作館）

福祉のまちづくり条例施行規則の施設整備基準を満たしていなかった施設のうち、平成12年3月に公表した当該行政監査の結果に係る措置結果において、是正措置が講じられていなかった次の2施設についても、その後是正措置が講じられている。

a 但馬全天候運動場（車椅子で利用できるトイレの有効幅員）

車椅子で利用できるトイレの出入口の有効幅員の基準（85cm以上）を満たすためには大規模改修が伴うとして、今後の施設改修の際に検討することとしていたが、平成18年度において、ユニバーサル社会関連整備に併せてトイレ出入口の間口を広げ、扉の取り替えを実施している。

b 播磨中央公園（車椅子で利用できるトイレ）

平成14年度末に新テニスコートクラブハウスをオープンし、男女別に車椅子で利用できるトイレブースが設置されている。

(イ) 利用者ニーズに対応した施設整備について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

一部の施設では、設置時期が比較的古いこともあり、現在の利用者ニーズに応じた設備内容となっていなかった。

利用者がより一層快適に利用できるよう、施設の改修等が望まれる。

- a 更衣室に付随するシャワー設備が温水対応となっていなかった施設（明石公園、西猪名公園、播磨中央公園各公園内のスポーツ施設）
- b 更衣用ロッカーが設置されていなかった施設（明石公園内のスポーツ施設）

利用者ニーズに対応した施設整備を求めた施設のうち、平成12年3月に公表した当該行政監査の結果に係る措置結果において、是正措置が講じられていなかった次の2施設についても、その後是正措置が講じられている。

a 明石公園（温水シャワー、更衣ロッカー）

平成13年度において、全てのシャワーが温水化され、更衣ロッカーも設置されている。

b 播磨中央公園（温水シャワー）

平成14年度末に新テニスコートクラブハウスがオープンし、シャワーが温水化されている。

(ウ) いこいのベンチの維持管理について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

いこいのベンチは、全県全土公園化構想の一環として、監査対象施設にも設置され、広く設置・利用されてきたが、設置後10年以上を経過していることから、特に、木製部分の老朽化が進んでいる。こうした老朽化に対応し、適宜、補修等の措置が講じられているが、甲山森林公園等7施設では、破損しているベンチが見られるなど、維持管理が十分には行われていなかった。

補修等、適切な維持管理が行われるよう必要な措置を講ずることが望まれる。

平成11年度末までにいこいのベンチの更新、補修等が行われている。

(エ) 利用者の安全確保について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

尼崎青少年創造劇場においては、停電時の非常用照明装置の電源としての役割を果たす蓄電池の劣化が進んでおり、安全確保の面から早期の更新が必要となっているにもかかわらず、更新の措置が講じられていない。

観客等利用者の避難誘導等、安全確保を図るため、早期の更新が望まれる。

平成11年度末までに蓄電池の更新が行われている。

(オ) 施設の有効活用について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

赤穂海浜公園（塩の国体験管理棟更衣室）等3施設では、更衣室等の施設が、利用者の減少等により、開設後間もない時期から、本来の用途に供されなくなっていた。

施設設置の際には、利用者ニーズ等を踏まえた十分な検討が望まれる。

平成11年度末までに本来の用途で使用を再開している。

(カ) 施設の収蔵スペースについて

【留意・改善を要する事項（要旨）】

歴史博物館は、これまで、購入、受贈等により様々な資料を収集してきたが、収蔵スペースが不足しているため、県民等からの資料寄贈の申出にほとんど応じられないなど、貴重な資料を収集できない状況となっていた。

収蔵スペースの確保に向けた抜本的な対策が望まれる。

平成12年度及び平成13年度に収蔵庫内に移動棚を設置し、保管スペースの有効利用を図った

ほか、平成17年度からは、県立姫路飾西高等学校の空き教室を利用して一部資料を保管している。

イ 施設の運営について

(7) 有料施設の利用状況について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

東はりま青少年館等4施設では、平成9年度の有料施設の利用者数が平成5年度に比べ10%以上減少しており、さらに平成10年度においても利用者数の減少が続いていた。また、播磨中央公園等2施設の有料施設では、施設内の特定スペースの利用率が平成9年度において10%未満となっていた。

施設の管理運営団体とも連携し、利用者数の減少要因及び利用率の低調要因を把握のうえ、利用者確保に向けた効果的な対策が望まれる。

a 東はりま青少年館

プールの利用者数は、ピーク時（平成3年度）の10万9千人から減少傾向が続いており、平成15年度は6万人にまで落ち込んでいる。

利用者数の減少の主な要因として、①平成9年度に温水プール、ジム等を備えた「加古川ウェルネスパーク」が当館の近隣に開設されたこと、②長引く不況下にあつて、近隣の企業が職員の福利厚生目的でのプールクーポン券の使用を大幅に削減してきたことなどが挙げられる。

利用者確保に向け、①開館時間を20時から21時へ延長（平成13年度より実施）、②学校の夏休み期間中における休館日（月曜日）の開館（平成15年度より実施）、③日本水泳連盟公認プールの特性を生かした県・市レベルでの水泳大会の積極的な誘致などの対策を講じており、平成16年度及び平成17年度については、若干利用者数は持ち直しているものの、隣接施設との競合の影響は大きく、今後の大幅な利用者数の回復は難しい状況にある。

一方、会議室等の利用者数は、PRの充実等に努めてきたことより増加傾向にある。

なお、隣接する市営施設と一体的に運営することにより、一層の利用促進や運営の効率化が期待できるため、平成20年度末に加古川市へ移譲する方向で検討を進めている。

プール等の利用者数の推移

年 度	平成9年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
プ ー ル	81,367 人	60,492 人	61,337 人	64,309 人
会議室等	20,008	45,432	40,910	57,087

b 丹波年輪の里

施設では、現在、利用者のニーズに応じた工作教室や各種イベントの開催、ホームページにおける予約状況確認ページの設置、ダイレクトメールの発送等、新規利用者の開拓に

努めている。

アトリエ及び会議室・研修室の利用者数の推移

年 度	平成9年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用者数	5,394人	7,797人	6,360人	7,752人

c フラワーセンター

当センターの入園者数は、ピーク時（平成4年度）の60万人台から減少傾向にあり、平成16年度及び平成17年度は23万人台にまで落ち込んでいる。

こうした現状を踏まえ、工夫を凝らした植物展示や積極的な広報活動等により、誘客対策に努めてきたが、入園者数の増加にまでは至っていない。

当センターは、平成18年度に開園30周年を迎えるのを機に、平成17年度にあり方検討委員会を設置し、リニューアル整備に向けた取組を行っているところであるが、当面の緊急誘客対策として、平成18年度には夜間一部開園の試験実施、明石公園内でのアンテナショップの開設によるセンターのPRを実施している。

入園者数の推移

年 度	平成9年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
入園者数	438,345人	262,794人	236,836人	236,449人

d 明石公園

平成11年度からホームページを開設するなどPRの充実に努めてきたほか、平成14年度からは、ホームページ内に予約システムを導入し、施設使用の簡便化を図っている。その結果、利用時間数は増加傾向にある。

利用時間数の推移

年 度	平成9年度	平成12年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用時間	3,962件	18,854時間	20,832時間	23,843時間	27,162時間

（注）平成12年度からは、件数ではなく利用時間により利用状況を把握している。

e 播磨中央公園

公園内野外ステージについては、依然として利用状況は極めて低調に推移している。平成16年度から、地元住民、利用者、学識経験者、行政担当で構成する公園管理運営協議会内に部会「はりちゅう夢企画」を設置し、事業展開を図ろうとしているが、具体的な成果は上がっていない。

利用件数の推移

年 度	平成9年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用件数	4件(うち県主催1件)	3件(うち県主催1件)	4件(うち県主催1件)	6件(うち県主催1件)

本県では、県民の年末年始や休日・夜間の過ごし方の変化を踏まえ、平成18年度から、公の施設のうち29施設において年末年始の開業日を拡大したほか、9施設において開業日・開

業時間の拡大を実施するなど、県民サービスの向上を図っているところであるが、今後とも、県民が利用しやすい施設運営に意を用い、施設の利用促進を図られたい。

(イ) 新たなPR方法について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

尼崎青少年創造劇場等4施設では、インターネットを活用したPRが行われていなかった。施設の管理運営団体とも連携のうえ、インターネットを活用したPRへの取組が望まれる。

現在、各施設では、ホームページ開設への対応及び最新情報への更新が概ね図られている。

(ウ) 使用料の徴収について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

海洋体育館では、管理運営団体が条例及び規則に定めのないロッカー等の使用料を独自に利用者から徴収していた。

使用料の徴収について、管理運営団体に対する指導が望まれる。

平成11年度からロッカーをコイン返却式に改め、使用料を徴収していない。

(エ) 使用料の還付方式について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

明石公園等4施設では、使用料の還付事務が施設管理運営団体に委託されていないため、県の所管事務所を通じて還付される仕組みとなっており、利用者にとって、煩雑かつ時間のかかる手続となっていた。

利用者の利便性を図るため、還付事務の委託が望まれる。

平成11年6月から施設の管理運営団体に還付事務が委託されている。

(オ) 消防法に基づく訓練の実施について

【留意・改善を要する事項（要旨）】

消防法の規定に基づき消防計画の作成が義務づけられている施設では、消火訓練、通報訓練及び避難訓練を毎年実施する必要があるが、一部の施設では、平成9年度において、これらの訓練の全部又は一部を実施していなかった。

利用者の安全確保のため、訓練の実施について管理運営団体に対する適切な指導が望まれる。

- a いずれの訓練も実施していなかった施設（明石公園、フラワーセンター、西はりま青少年館、勤労身体障害者体育館、丹波総合スポーツセンター、但馬全天候運動場、海洋体育館）

- b 消火訓練及び避難訓練を実施していなかった施設（健康センター）
- c 通報訓練を実施していなかった施設（こどもの館）
- d 避難訓練を実施していなかった施設（播磨中央公園、淡路ファームパーク）

平成12年3月に公表した当該行政監査の結果に係る措置結果において、消防訓練を実施した旨の報告を受けている。

なお、消防訓練については、特定監査項目として別途検証している。

（第5 特定監査項目の監査結果「公の施設における防火管理体制」を参照）

6 高額機器の取得、利用・管理（平成13年6月）

(1) 機器の取得について

ア 機器の導入

【留意・改善を要する事項（要旨）】

研究目的の達成、研究員の交替によって、利用頻度が低下している機器も見受けられる。県民の貴重な財産である機器の導入に当たっては、当面の利用計画だけではなく、研究終了後の活用等、中長期的な利用計画も考慮して決定することが望まれる。

(ア) 生活科学研究所

機器の導入に当たっては、外部の学識経験者や消費者団体等からなる「県立生活科学研究所運営委員会」や毎年の研究テーマ等について内部審査する「研究課題等評価調整会議」で選定された県民ニーズの高い試験研究テーマに必要な機器で、購入後も県民との共同研究等にも利用できる機器の導入を検討することとしている。

(イ) 県立大学

機器の導入に当たっては、研究における必要性はもとより、他大学や他試験研究機関との共同研究での利用を見据えるなど、機器利用の継続性を勘案して決定している。

(ロ) 健康環境科学研究センター

導入機器の主な用途は、健康福祉事務所等の収用物検査や工場等立入検査における検体分析であり、そうした行政需要を踏まえ、利用の継続性等、中長期的な利用見込みを勘案して機器の導入や更新を行っている。

(ハ) 工業技術センター

機器の導入に当たっては、企業団体である兵庫県工業技術振興協議会の研究部会等を通じ企業ニーズを収集することで、より中長期的な企業の技術支援に役立つ機器の導入に努めている。

また、予算要求に当たっては、機器購入後の活用目標値（技術相談・指導件数、機器利用研修会受講者数、利用件数等）を設定し、中長期的な利用計画を策定している。

(ニ) 先端科学技術支援センター

機器の導入に当たっては、可能な限り他機関との連携した利用や企業への技術支援に役立つさせるために、機器の汎用性や利用の継続性を勘案し、中長期的な利用見込みを踏まえて決定している。

(ホ) 農林水産技術総合センター

機器の導入に当たっては、その研究にとって必要不可欠なものかどうか、また研究終了後

も汎用性や利用の継続性も見込まれるかどうか等を検討し、決定している。

(キ) 県立病院

病院事業にあつては、企業経営の観点から医療機器導入の際には稼働件数の目標値を設定するなどの稼働計画を設定するとともに、当該当初計画を基に、機器の経過年数等を考慮した年度計画を策定し、稼働実績との比較、検討を組織的に行っている。

イ 機器の購入手続

【留意・改善を要する事項（要旨）】

病院事業会計の県立10病院ではすべて複数業者による入札を実施しているが、試験研究機関等においては、一者随契(注1)により36機器（不落随契(注2)を除く。）の購入が行われており、購入機器数の83.7%を占めている。

試験研究の性質上、専門、特殊目的のために機器を使用することが多く、そのために必要とされる仕様を満足する機種が1機種に限定され、かつ機器が製造者直接販売である等の制約により一者随契が行われているものであるが、機器購入における透明性、経済性等の観点から、仕様についても可能な限り考慮し、複数機種の選定、競争入札への努力が望まれる。

(注1)「一者随契」・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約で、性質や目的が競争入札に適さないため、契約の相手方を特定して行う契約

(注2)「不落随契」・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による契約で、競争入札に付し落札者がいないときにを行う契約

機器の購入手続については、特定監査項目として別途検証している。

(第5 特定監査項目の監査結果「高額機器の契約関係事務」を参照)

ウ 機器の取得時期

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の取得は、国庫補助の決定を待って購入の手続を行う必要があること、一般競争入札による場合は契約までの手続に時間を要すること、機器によっては納品までにかかりの日数を要すること等の理由により、第4四半期に購入が集中している。

研究等に支障が生じることのないよう、適期に機器を取得することについて配慮する必要がある。

また、機器有効活用の観点から購入時期に制約がないものについては、計画的に事務手続を進めることにより、機器の早期取得に努めることが望まれる。

前回監査の対象とした試験研究機関等が平成17年度に購入した200万円以上の高額機器142件の購入時期について確認したところ、第4四半期の購入が7割近くを占めているが、前回と比較すると、第1四半期から第3四半期までの購入実績が14.3%から31.7%に増加しており、早期取得への改善が図られてきている。

機器の取得時期（平成11年度と平成17年度の比較）

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
平成11年度	0 機器	2 機器 (14.3%)	17 機器	114 機器 (85.7%)	133 機器 (100.0%)
平成17年度	2	17 (31.7)	26	97 (68.3)	142 (100.0)

(2) 機器の利用・管理について

ア 機器の稼働

(7) 有効活用等の検討

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の導入目的である試験研究が終了したこと、機器の特殊性、故障及び老朽化等の理由により、稼働が低調な機器や全く稼働していない機器がある。

県民の貴重な財産であることから、機器の有効活用の方策について十分検討し、その上で利用見込みのないものについては、廃棄等の処分を含めた検討が望まれる。

平成17年度末現在において保有している1千万円以上の高額機器644機器（平成17年度中に取得したものを除く。）の稼働状況について確認したところ、稼働日数20日以下の機器は40機器（6.2%）となっており、前回の63機器（11.7%）と比較して、稼働状況は改善している。

なお、当該40機器中16機器については、平成18年度中に処分済あるいは平成19年度以降処分を検討予定であり、残る24機器については、稼働率は低調であるものの、特殊な治療や分析等に必要不可欠な機器であることから、引き続き保有しているものである。

平成17年度末現在で保有している1千万円以上の機器の稼働日数（平成11年度と平成17年度の比較）

年度	稼働日数				計
	(0日)	(1~20日以下)	20日以下計	21日超~	
平成11年度	(19 機器)	(44 機器)	63 機器 (11.7%)	476 機器 (88.3%)	539 機器 (100.0%)
平成17年度	(16)	(24)	40 (6.2)	604 (93.8)	644 (100.0)

(4) 評価管理システムの構築

【留意・改善を要する事項（要旨）】

病院事業及び工業技術センターを除く試験研究機関等では、機器の評価管理が組織的に行われていない。

高額機器については、多額の予算執行により取得されることから、その利用や活用についての説明責任がより一層求められているので、機器の評価管理システムを構築し、適切な評価管理を組織的に行っていくことが望まれる。

a 生活科学研究所

幹部会議や職員会議において、各機器の稼働実績を把握するとともに、稼働率向上のため

めの協議等が実施されている。

b 県立大学

毎年機器の稼働状況を調査し、機器の廃棄等所要の手続きが行われているものの、組織的な評価管理を行う仕組みはない。

c 健康環境科学研究センター

部長会において、各試験分析項目毎に外部委託の困難性の度合い等を検証することで、機器更新の必要性等が検討されている。

d 工業技術センター

平成14年10月から、機器評価管理実施要領を改正し、重点機器（取得価格500万円以上で前年度の利用日数20日以下のもの）、不活用機器（購入後7年を経過した機器で、前年度利用実績がないもの）に区分し、稼働状況等を四半期毎に評価しているが、老朽化により修理が困難な保有機器も多いため、評価も廃棄の是非が中心となっており、稼働率の向上に直接結びついたシステムとして機能していない。

e 先端科学技術支援センター

学識経験者、産業界の外部委員を加えた専門委員会において、機器の利用状況の検証、稼働向上方策の検討が行われている。

f 農林水産技術総合センター

毎年機器の稼働状況を調査し、使用状況の少ない機器について、その理由の確認、将来の使用可能性等を総務部において確認しているが、組織的な評価管理を行う仕組みはない。

g 県立病院

機器の導入の際に検討した当初計画を基に機器の経過年数等を考慮した年度計画を策定する等、医療機器の評価管理制度に基づき、稼働実績の比較検討が組織的に行われている。

県立大学や一部の試験研究機関においては、組織的に機器の評価管理を行うシステムが構築されておらず、あるいは機器の有効活用方策を検討する場として必ずしも機能していない現状が見受けられることから、当該システムが実質的に機能するよう組織的な取り組みを図られたい。

イ 機器の保守管理

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の中には保守管理を受託しないメーカーもあり、修繕で対応せざるを得ないものもあるが、例えば、各病院に設置されているコンピュータ断層撮影装置（CT装置）や、多くの試験研究機関等に設置されている走査型電子顕微鏡の保守管理状況をみると、同一機器でありなが

ら保守管理委託を行っている機器と、行っていない機器（故障時には修繕で対応）がある。
機器の性能維持、費用対効果の観点から、改めて保守管理のあり方について検討が望まれる。

コンピュータ断層撮影装置（CT装置）及び走査型電子顕微鏡に係る平成17年度の保守管理状況は次のとおりである。

(7) コンピュータ断層撮影装置（CT装置）

前回の監査時点では県立病院間で保守委託対応と修繕対応に分かれていたが、現在は県立淡路病院を除き、費用対効果の観点から、CT管球の交換等スポット修繕対応とされている（淡路病院はCTの検査件数が多く、管球交換頻度が高いことからコスト的に安価な保守契約を選択している。）。

(イ) 走査型電子顕微鏡

各試験研究機関等において、保守委託対応（工業技術センター、農林水産技術総合センター）と修繕対応（生活科学研究所、県立大学）とに分かれているが、各機関において、保守委託対応と修繕対応の費用対効果を勘案して対応している。

なお、平成18年度から、県立病院のうち3病院で保有する磁気共鳴断層診断撮影装置（MR装置）（同一機器）については、保守委託事務を3病院一括で交渉の上契約し、経費節減に取り組んでいる。

ウ 機器の相互利用、外部開放

【留意・改善を要する事項（要旨）】

機器の相互利用、外部開放は、試験研究機関等の一部にとどまっており、機器の有効活用を図る観点からも、相互利用等の一層の推進が求められる。

試験研究機関等で保有する機器の情報が、試験研究機関等相互間で即座に検索できるよう、機器情報のデータベース化に取り組むとともに、機器の利用を通じた産官学の一層の交流等を進めるため、利用可能な機器の範囲の拡大と、開放施設の内容、試験研究機器の機能等についてインターネットを活用した関係者等への周知が望まれる。

(7) 生活科学研究所

県民の商品テスト等の利用に供するため、実験室等の施設開放を行うとともに、各種研究会等において機器情報を提供し、機器の相互利用を呼びかけている（インターネットを活用した保有機器の情報提供あり。）。

(イ) 県立大学

汎用性のある機器については、学内の相互利用に努めているほか、高度産業科学技術研究所においては、企業等から派遣された研究員と機器の相互利用が行われている。

(ウ) 健康環境科学研究センター

試験分析機器への他の検体の混入汚染を防ぐため等の理由で外部開放は行われていないが、水質環境部内の兵庫庁舎、須磨庁舎間では超微量金属の分析等で機器の相互利用が行われている。

(エ) 工業技術センター及び先端科学技術支援センター

主要な機器の機能のデータベース化が図られており、また、高度な機器についての利用研修を実施する等、企業による機器利用の推進に努めている（インターネットを活用した保有機器の情報提供あり。）。

(オ) 農林水産技術総合センター

利用に当たって機器の設定変更作業が必要となること等から外部開放は行われていないが、国内外の研究生に機器を使用した研究・研修を実施し、機器の有効活用に努めている。

(3) その他

ア 入札参加者審査会県立病院部会

【留意・改善を要する事項（要旨）】

平成11年度の入札参加者審査会県立病院部会（9回）はすべて持ち回り審議となっている。入札参加者の選定等に当っては、できる限り部会を招集することが望まれる。

平成17年度の実施状況を確認したところ、開催回数12回全てが持ち回り審議になっている。なお、平成18年度については急施を除く1回分を除き、招集審議を実施し、改善が図られている。

入札参加者審査会県立病院部会の開催状況

区分	審査対象機器数	県立病院部会開催数	うち、持ち回り審議
平成17年度	15 機器	12 回	12 回
平成18年度	26	9	1

イ 機器の使用貸借

【留意・改善を要する事項（要旨）】

姫路工業大学（現 県立大学）においては、購入した機器を、他大学等の協力研究者に貸付けているものがある。

貸付機器については、使用貸借契約を締結するとともに、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にしておくことが望まれる。

他の大学等の協力研究者に貸し付けられている機器に係る平成17年度の貸付状況を確認したところ、全ての機器について使用貸借契約が締結されており、契約書の中で、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にされている。

ウ 医療機器の管理

【留意・改善を要する事項（要旨）】

県立病院において、平成11年度中に全く稼働していない機器が10機器あり、その中には、平成10年度以前から稼働していない機器が3機器、故障及び老朽化を理由とするものが5機器ある。

機器の管理の必要性を検討し、管理する必要のない機器については、限られた病院スペース等の有効利用の観点からも、廃棄等処分の検討が望まれる。

平成17年度中に全く稼働していない11機器について、平成18年度の状況を確認したところ、廃棄が7機器、病院間の所属替えによる有効活用が1機器（人工心肺装置を柏原病院から尼崎病院に所属替え）、特殊な治療のため引き続き保有しているものが3機器となっている。

なお、現在、県立病院間では診療機能の再編・集約化が進められており、これに伴い医療機器の所属替えを行い、有効活用に努めている。

エ 医療機器の処分

【留意・改善を要する事項（要旨）】

帳簿価格30万円以上の病院事業会計の医療機器を処分するには、県民生活部県立病院局長（当時）の承認を受けたうえで、病院長による処分決定が必要であるが、これらの手続を経ないまま処分されている機器が1機器あった。

適正な事務手続に留意すべきである。

平成14年度から機器の処分は、取得価格600万円以上の機器を除き、各病院長に委任されているが、処分手続が適正が否かについて抽出確認したところ、適正に事務手続がなされている。